

臨時福祉給付金（経済対策分）が支給されます

■問い合わせ：社会福祉課社会福祉推進グループ内線 272

平成 26 年 4 月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時の措置として臨時福祉給付金を支給します。

● 支給対象者

- 平成 28 年 1 月 1 日において、龍ヶ崎市の住民基本台帳に記録されている方
- 平成 28 年度分の市民税（均等割）が課税されていない方、または免除されている方
ただし、以下に該当する方などは支給対象外です
 - ① 市民税（均等割）が課税されている方に扶養されている場合
 - ② 生活保護制度の受給者の場合

※課税・非課税についての「電話」によるお問い合わせは、税法上の守秘義務によりお答えできません

● 支給額

支給対象者 1 人につき **15,000 円**

● 申請方法

4 月下旬に市から支給対象と思われる方へ申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入し、必要書類を同封の上、返信用封筒で返送するか受付窓口に提出してください。審査の結果支給されない場合もありますのでご了承ください。

※窓口は混雑が予想されます。できるだけ返信用封筒をご利用ください

※対象となる可能性があり申請書が届かない場合は、ご連絡ください

● 申請期間・受付時間

4 月 24 日（月）～8 月 24 日（木）土日祝日を除く
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（正午～午後 1 時を除く）

● 給付の通知

申請した方全員に、給付金の支給または不支給の決定通知を郵送します。

お問い合わせ

社会福祉課社会福祉推進グループ内線 272・246

やむを得ない理由で、住民登録は別の市区町村にあるが龍ヶ崎市にお住まいの方への給付金に関する相談も受け付けています。



臨時福祉給付金に係る振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

- 市や厚生労働省などが ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市や厚生労働省などが、高齢者向け給付金を支給するために、手数料の振込みを求めるなどは絶対にありません。



自宅や職場などに市や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、不審な点がありましたら、迷わず、市や最寄りの警察署または警察相談 #9110 にご連絡ください！